

会 議 記 録				
会 議 の 名 称		総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室
				担当職員 藤村
日 時	平成23年12月15日(木)			開 議 午前 10 時 00分
				閉 議 午後 3 時 15分
出席委員	◎西村 ○田中 並河 中村 齊藤 日高 堤 木曾 石野			
執行機関出席者		今西議会事務局長、藤村議会事務局次長 竹井企画管理部長、岸人事課長、田中夢ビジョン推進課長、俣野夢ビジョン推進課副課長 久世生涯学習部長、山田市民協働課長、中川市民協働課参事 西崎総務部長、桂自治防災課長、木村財政課長、西田総務課長 辻田教育部長、中川教育部次長、福井教育総務課長、山本学校教育課副課長、山内社会教育課長、野々口社会教育課参事		
傍聴	可・否	市民 0名	報道関係者 0名	議員 3名(福井、眞継、酒井)

会 議 の 概 要

1 西村委員長 あいさつ 開議

2 事務局日程説明

3 請願審査

(1) 受理番号 1 1 公契約条例に関する請願

<西村委員長>

請願者から請願の内容について説明したいとの申し出があるが、許可してもいいか。

— 全員了 —

<西村委員長>

請願者からの説明を受けることとする。これより、委員会を休憩し、総務文教常任委員会協議会に切り替える。

～ 1 0 : 0 5

《総務文教常任委員会協議会》

1 0 : 4 2 ～

<西村委員長>

休憩前に引き続き、委員会を再開し、これより自由討議とする。

<自由討議>

<並河委員>

来年の京都市長選に立候補を表明している二人も政策に掲げており、京都市も公契約条例制定にむけてやっているなので、全体的な流れとなっている。条例制定ですべてがよくなるわけではないが、底上げになる。社会保険労務士会から出されているが一

緒に取り組んでいけたらと思う。

<堤委員>

経済状況が大変な時期にすれすれのところしか仕事が受注できない状況。労働者だけでなく、雇用主とのバランスも必要である。公がやる部分だけでも試行的にやってほしいという努力義務を課す条例という解釈で考えている。労働者のためだけになる条例をつくってほしいということなら政治的なことも絡んでくる。

<齊藤委員>

条例を制定している野田市は単価が上がっている。必ずしも罰則を厳しくする必要はないが、公金を使うのだから、制定したらきっちり守らなければならない。その辺は注意をされたい。

<西村委員長>

保険加入等きっちりとすると中小企業は入札に参加できなくなるかと思うがそのあたりの議論を。

<田中副委員長>

応札する限りはその類の書類は提出するので、そういうことはありえない。条例が作られたら、一定のところで歯止めはかかる。安心して働け、受注できる条件作りができる。条例の中身は亀岡市の責任になり、議会はチェックしていくことになる。

<日高委員>

労災部分等カットして成り立っている業者もある。亀岡市だけが策定しても実際には労働者の最低賃金が守られるか疑問。まだまだ検討の余地あり。

<並河委員>

正当な賃金を払ってこそ生活が成り立つ。公共が妥当な契約をすることが大切であり、労働者も賃金が増えれば地元で買い物もし、税も払えるようになる。請願を採択することがその始まりになる。

<木曾委員>

公共事業を出しても下請け、孫請けまで守れない。官製ワーキングプワを防ごうという趣旨であり、まずは義務化させていくことにより、徐々にルール化していくことが大切。行政がチェックすることにより少なくとも公共事業を発注するときは守っていくというメッセージを発信することが大切。

<討論> なし

<堤委員>

会派での調整もあるので採決までに休憩を。

～ 10 : 55

(休憩)

11 : 03～

<採決>

受理番号 11 公契約条例に関する請願
挙手 全員 採択

～ 11 : 05

(2) 受理番号 13 暴力団排除条例の制定を求める請願

<西村委員長>

紹介議員から趣旨説明願う。

<木曾委員>

京都府の条例が施行されてから府下各市議会でも制定の動きが進んでいる。篠町で暴力団事務所開所の情報があり、篠町自治会も危機感を持っておられ、その内容も請願趣旨に含まれている。条例は、議会提案として制定していく必要があると思っている。平和人権特別委員会で話をし、委員全員と公明党議員団の日高議員とが紹介議員になっている。

<質疑>

<堤委員>

現在、公共事業の入札に暴力団が関わっていることがあるのか。市は知りながら入札資格を与えていることがあるのか。

<木曾委員>

現在のところ、そういう事実の確認はない。今後、孫請け等で可能性はある。事前に防ぐために、契約の段階で排除する。暴力団の資金源を断っていく必要がある。暴力追放の都市宣言をしている本市にとって重要な請願である。

<堤委員>

国民的課題であるが、公共事業に関わって、きっちり縛りをかけたものを作るのか、宿泊施設に暴力団を止めた場合に営業停止等を求める等広い範囲のものを作る趣旨なのか。

<木曾委員>

暴力団の認定が難しいが、排除するための考え方を民間レベルでも持たなければならぬ。条例により全部排除することは難しいが、明らかにわかるところはきっちりと排除していく。

<中村委員>

自分からは名乗らないのですべてのチェックは難しい。市内の業者でもそうではないかという噂を聞くところもある。どうしたらわかるのか。

<木曾委員>

条例ができれば防止策となる。関係各課、警察との連携や自治会との連携等盛り込み、有識者の意見も聞いた上での条例を制定していきたいと考えている。

<齊藤委員>

条例ができれば、市民も断りやすくなる。市民の安全安心のためにもぜひ必要と考える。

<討論> なし

<採決>

受理番号 13 暴力団排除条例の制定を求める請願
挙手 全員 採択

～ 11 : 21

4 議案審査

<議会事務局>

議会事務局長 あいさつ

(1) 第1号議案 平成23年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

議会事務局次長 債務負担行為について説明

<質疑> なし

<企画管理部>

企画管理部長 あいさつ

(1) 第1号議案 平成23年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

人事課長説明

<質疑> なし

(2) 第10号議案 亀岡市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

夢ジビョン推進課長説明

<質疑> なし

(企画管理部退室)

～ 11 : 50

<生涯学習部>

生涯学習部長 あいさつ

(1) 第1号議案 平成23年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

市民協働課参事説明

<質疑> なし

(2) 第11号議案 ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例の制定について

市民協働課長説明

<質疑>

<並河委員>

使用料は改定後どう変わるのか。比較は。

<市民協働課長>

たとえばレストランであれば、現在57万円／月の上限設定。昨年の固定資産税評

価額で計算すると 10 万円近く下がる。

<並河委員>

ほかの所は。

<市民協働課長>

アトリオなら 12 万円／月が 3 万円下がる見込み。コンベンションビューローは 48 万円／月が 8 万円下がる。介護支援センターは 22 万円／月が 9 千円下がる見込み。

<中村委員>

改定は市の提案か、要望があったのか。

<市民協働課長>

使用者からの要望があった。

<堤委員>

① これまでの金額の根拠は。

② ガレリアもリニューアルしなければならず、お金がかかるときに何とかできなかったのか。

<市民協働課長>

① 当時も固定資産の評価額で積算した。当時は建設総額を賦課していた。今は公の施設であるため建物の評価額がない。

② 目的外使用に係る指導もあったため今回見直した。

<堤委員>

1 階のコーヒーショップや、農産物販売コーナーは該当しないのか。

<市民協働課長>

農産物の売り場も㎡単価でもらっており、改定の影響はある。コーヒーショップは今はもらっていないが、今年度中に使用料を徴収する話をする。

<堤委員>

コーヒーショップは料金安い。差をつけては。

<生涯学習部長>

目的外使用に該当するので話をする。以前からいろんな経過がありもらっていなかったが、公平性の観点から課題があると考ええる。

<齊藤委員>

1 年ごとではなく、せめて 3 年ごとにできないのか。下がる一方である。

<市民協働課長>

固定資産評価額は毎年変わるので、1 年ごとに見直すことにしている。

<齊藤委員>

建物は必ず下がり、安くなっていく。もう少し考えてはどうか。

<市民協働課長>

営利目的なら 5 倍まで加算適用あるが適用していなかった。今後は状況に応じてやっていく。

<堤委員>

たとえば、他に高い金額で使用希望があっても断るのか。

<市民協働課長>

基本的に単年度の貸し出しなので、複数の申請があればその申請内容を見て亀岡市が決めることになる。

<齊藤委員>

家賃は高いほうがいい。儲かっていなければ出ていくはず。

<市民協働課長>

収支報告書はもらっているので無茶苦茶なことをやっていればチェックする。

(3) 第 14 号議案 亀岡会館に係る指定管理者の指定について

市民協働課参事説明

<質疑>

<田中副委員長>

3 年前から国際ライフパートナーであるが、その前と比して利用者の変化は。

<市民協働課参事>

以前は福祉事業団が指定管理者であった。その時の利用者は、H18 が 49,120 名、H19 が 58,035 名、H20 が 53,812 名。国際ライフパートナーになってからの H21 は 59,516 名、H22 は 57,851 名。

<堤委員>

H19 から 5 万人以上の利用者があるが、どの施設を主に使用しているのか。大ホールは年間どのぐらいの利用があるのか。資料提出を願いたい。

<西村委員長>

資料提出願う。

<石野委員>

築 40 年以上経過しているが、耐震等の関係は指定管理の中に入るのか。

<市民協働課参事>

昭和 45 年の建築で老朽化している。漏水やバリアフリー等の問題もある。今後、ガレリアかめおかとの兼ね合いもあり、亀岡会館自体の利用について関係者と協議したい。そういうことで指定管理の期間も 3 年としている。

<並河委員>

会館の使用料が高いという声も聞く。また、照明がつかなくなったり、ドアが開きにくく修繕が行き届いていない。季節になれば、冷暖房を使っていなくても料金が加算されるとも聞くがどうか。

<市民協働課参事>

大ホールは 3 時間で 3,000 円、10,000 円、13,000 円と 3 区分。ガレリアかめおかと比べると安価な設定。会議室は 1,000 円～3,000 円でガレリアかめおかの研修室よりは少し高い。ホールは自主事業もやっている所以で団体に声をかけていきたい。老朽化で不都合な面もあるがご意見箱を設置し市民の声を聞き、できるところは修繕している。

<市民協働課長>

季節によって、冷暖房代は加算している。

～ 1 2 : 2 2

(生涯学習部退室)

(休 憩)

1 3 : 3 0 ～

<総務部>

総務部長 あいさつ

(1) 第1号議案 平成23年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

各課長説明

<質疑> なし

(2) 第8号議案 平成23年度亀岡市宮川財産区特別会計補正予算(第1号)

(3) 第9号議案 平成23年度亀岡市神前財産区特別会計補正予算(第1号)

<質疑> なし

(総務部退室)

～13:39

13:42～

<教育委員会>

(1) 第1号議案 平成23年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

<質疑>

<並河委員>

就学奨励経費の増について、当初の人数は。

<学校教育課副課長>

就学奨学金は高校生で145名、大学生100名。入学激励金は高校生65名、大学生26名を見込んでいる。

<田中副委員長>

学びを支える教育推進経費の増について、嘱託職員数の増なのか、報酬単価の増か。

<学校教育課副課長>

府費対応と市費対応分があるが、府費対応分が小学校一本になったので、市費対応分を小学校費から中学校費へ移すもの。

<田中副委員長>

指定管理者について、何人の管理体制か。

<社会教育課参事>

社会体育施設の6施設で、月読橋、春日坂、国際広場球技場等だが、人件費は1名。

<西村委員長>

職員人件費で増になっている理由は。

<社会教育課長>

人事異動によるもの。

<石野委員>

七谷川野外活動センターの指定管理について、施設の利用状況は。

<社会教育課参事>

H22実績で513件、8,360名。H21は445件6,649名で2,000名近くの増。

(2) 第13号議案 亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改

正する条例の制定について

社会教育課長 説明

<質疑> なし

(3) 第15号議案 亀岡市七谷川野外活動センターに係る指定管理者の指定について

(4) 第16号議案 亀岡市社会体育施設に係る指定管理者の指定について

<質疑>

<中村委員>

指定管理の選定委員はどういう構成か。

<社会教育課参事>

共通委員として副市長2名、企画管理部長、総務部長、企画政策課長、財政課長と外部委員として行革委員から2名の計8名。個別委員は、所管の部長、課長。

<堤委員>

七谷川野外活動センターの入り口が入りにくくなっている。一般にも開放されたい。

<社会教育課参事>

管理者と協議する。

(教育委員会退室)

～14:01

5 討論～採決

<討論>

<並河委員>

一般会計補正予算に反対。人事院勧告に準じて給与改定されているが承服しかねる。詳しくは本会議で。

<採決>

(1) 第1号議案 平成23年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)
挙手 多数(反対 田中、並河委員) 可決

(2) 第8号議案 宮川財産区特別会計補正予算(第1号)
挙手 全員 可決

(3) 第9号議案 神前財産区特別会計補正予算(第1号)
挙手 全員 可決

(4) 第10号議案 亀岡市総合計画審議会条例の一部改正について
挙手 全員 可決

(5) 第11号議案 ガレリアかめおか条例の一部改正について
挙手 全員 可決

(6) 第13号議案 亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について

挙手 全員 可決

(7) 第14号議案 亀岡会館に係る指定管理者の指定について

- | | | |
|--------------|----------------------------|----|
| | 挙手 全員 | 可決 |
| (8) 第 15 号議案 | 七谷川野外活動センターに係る指定管理者の指定について | |
| | 挙手 全員 | 可決 |
| (9) 第 16 号議案 | 亀岡市社会体育施設に係る指定管理者の指定について | |
| | 挙手 全員 | 可決 |

<西村委員長>

指摘要望事項があれば意見を。

<田中副委員長>

第 14 号議案亀岡会館の指定管理者については可決されたが、建物の耐震化、バリアフリー等いろいろ問題がある。亀岡市としても基本的な問題を検討すべきという意見を付け加えられたい。

<堤委員>

委員長報告の中に入れてはどうか。

<西村委員長>

ただいまの指摘要望を委員長報告に盛り込むことでいいか。

—全員了—

6 陳情・要望について

(1) 地球社会建設決議陳情書

<西村委員長>

聞き置く程度でいいか。

—全員了—

7 その他

○決議について

<西村委員長>

田中副委員長から提案がある。

<田中副委員長>

12 月議会の開会日には「子供たちに行き届いた教育を求める請願」が提出されたが、平成 21 年 12 月定例会で採択された請願と同内容であったので取り下げてもらったが、3,000 名を超える署名もあったので趣旨を生かしたい。できれば総務常任委員会から決議を出したいと思うので同意がいただければありがたい。案文を配付させていただく。合わせて、亀中で耐震化の工事が行われているが二重投資にならないようエアコンの配線を今回されたい旨を加えている。

<日高委員>

H21. 12 月のときは、エアコン設置は詳査を待ってということであって、3. 11 の電力のこともあり、亀中工事に合わせてエアコン配線工事までという内容には同意できない。

<田中副委員長>

エアコン設置をするために事前に配線工事をしておくほうが経費節減につながる。

今、設置せよということではない。

<日高委員>

エアコンは必要とは思いますが、節電が続いたら、設置もいつになるかわからない。賛成しかねる。

<堤委員>

総務常任委員会で決議したら、最終本会議で覆しにくい。内容はわかるが、財政確保もない中で一方的な決議でいいのか。全会一致で挙げる時期が必要。先の請願の内容にとどめられたい。

<並河委員>

H21.12月に請願採択されて、教育長も重く受け止めると答弁している。H27までに耐震工事が終わったらエアコン設置を考えるという方向性も出ているので、大規模耐震工事をするのならせっきくの機会なのでやっておいてほしい。やれということではなく、「求めます」ということで理事者の判断に任せるのでこの文面でいい。

<中村委員>

各校エアコン用配電をするとキュービクルの設備等かなりの投資がいる。亀中については今の予算に入っているかを確認しなければならない。トイレの問題等が優先と思うので時期尚早。

<齊藤委員>

先に請願が通っているのものでそれでいいのではないかと。エアコンをつけることによって体力が落ちないかという心配もあるし、電力の問題もある。日本全体のことを考えたら我慢を分かち合うことも大切。

<木曾委員>

H21.12月議会で請願が採択された。時代の流れの中でエアコンは必要になってきている。各家もクーラーは入っている。学校だけ我慢を強いられない。実際、一部入っている教室もある。早急にやるべき。容量も含めて、エアコン用配電ができるかどうかを亀中だけでなく全体に調査するような文言ならよい。

<堤委員>

文明社会でエアコンは当たり前だが、要望について市Pや親の顔が見えない。もっと機運を高める必要がある。時期尚早ではないか。

<石野委員>

先の請願採択を受け、耐震化の次に取り組むと言っている。もう少し状況を見て、緩やかな決議にならないか。

<並河委員>

学校によって違いがある。密集したところは勉強どころではないという声を聞く。採択された請願に沿って少しでも良くしていきたい。願いのこもった3,097名の署名を無駄にしたくない。財政状況はあるが、少しでも進めてほしいという思いを決議であげていけばどうか。

<堤委員>

議会の決議の重さを考えたら強制力を伴う。議会としての要望にとどめるならいい。趣旨は理解できるが、時期がどうか。要望に変えられないか。

<田中副委員長>

請願は取り下げたが、3,000人を超える人の思いは重いと思う。早期に条件を整えてほしいという切実な声を無視しない形なら決議にこだわらない。内容もみんなが合意できる内容でいい。

<西村委員長>

もう一度検討する場はあるか。

<事務局>

決議なら 21 日では遅い。要望なら開会中に縛られない。

<木曾委員>

総務文教常任委員会全会一致のもとで進めるほうがいいので、21 日に要望として取りまとめて正副委員長でまとめてもらってはどうか。

<堤委員>

要望が委員会としてまとまったら、本会議場で議長が公的に報告する場はあるか。

<事務局>

本会議場での議長の報告はない。

<堤委員>

委員長報告の中に要望がまとまったことを盛り込むのは可能か。

<事務局>

可能。

<堤委員>

どこかで意思表示できる場所があれば。

<西村委員長>

この件については正副委員長に一任願う。

— 了 —

○暴力団排除条例について

<西村委員長>

次に、暴力団排除条例の議員提案について、木曾議員から説明願う。

<木曾委員>

請願が全会一致で採択された。本来は行政が作ればいいが平和人権対策特別委員会でも取り組んできたので、できれば総務文教常任委員会で作れないかと思う。1 月か 2 月の定例会に関係する有識者を呼んで意見を聞きながら、立法府として議会で条例案を作っていけばどうか。

<西村委員長>

条例は行政が作る場合と、議会が作る場合があるが、行政との調整はしているのか。

<木曾委員>

犯罪被害者の条例は市が取り組んでいる。これは財政を伴うので行政があげるのがいいかと思うが、暴力団排除は規制部分はあるが直接財政負担は伴わないので議会でやればと思う。

<西村委員長>

委員会で取り組む場合の条例制定の流れはどうなるか。

<事務局>

スケジュール案説明

<堤委員>

基本的に市長提案にするのか、議員提案にするかをまず幹事会等で決めて、それから総務文教常任委員会に任せるということになれば、必要な有識者や関係者を呼んで進めていくことになるが、それもせずに、あたかも本常任委員会で条例設置に向けて進んでいくかのように話を進めるのはどうか。時期尚早。

<木曾委員>

基本条例を作った経過の中で、各常任委員会や特別委員会が条例設置に取り組んで政策提言していくこともうたった。常任委員会が条例を作っても全然問題ないが、まずは本常任委員会で行き上げるかどうかを諮っていただき、その後幹事会等に挙げていくという手順を考えてはどうか。議会運営委員会を通して進めていただけたらいい。

<石野委員>

委員会で意思統一したのち、次に諮ってもらったら。

<日高委員>

必ずしも議員提案でないといけないことはない。市民への周知もあるので、できれば市長提案すれば。

<堤委員>

議員提案でいいが、手続きとして参考人等と呼ぼうとするのなら議会全体の意思として条例案策定については総務文教常任委員会に任せるというきっちりとした裏付けがなければ弱いということ。議会全体が認めて委員会が活動しているということを見せなければならぬ。議員提案を反対しているものではない。

<木曾委員>

別に議員提案にこだわっていない。警察が行政に要請したが、犯罪被害者のこともあって一度にできないと断っている。だから、議会で何とか検討していただけないかという依頼があった。本来は行政がやればいいと思っているがやる気がないなら仕方がない。

<西村委員長>

委員長として行政の考えも確認した。行政も作らないというわけではないが、着手が遅れるということ。

<日高委員>

それを最初に言うべき。

<西村委員長>

進め方は堤委員の意見がいいと思うが、まずは本委員会で行き組むかどうかの方向性を諮る。行き組むことでいいか。

— 了 —

21 日の本会議で採択後、議運等で総務常任委員会が行き組むことの了解、応援体制等確認する。

～ 1 4 : 5 6

○教育委員会からの行政報告—亀岡市教育振興基本計画について—

市長に基づき、教育委員会説明

～ 1 5 : 0 2

○議会報告会・議会だよりでの委員会報告内容について

<西村委員長>

主な報告内容をピックアップ願いたい。

<事務局>

スペースの関係で、主な内容を 3 項目ほどに絞っていただきたい。

<並河委員>

放課後児童会に係る条例案と指定管理について。

<堤委員>

指定管理者制度について。

<中村委員>

放課後児童会の条例について。

<西村委員長>

公契約と暴力排除条例の請願、放課後児童会の条例改正とするがどうか。

— 了 —

○議会報告会でいただいた意見・要望等と回答について

<西村委員長>

委員会の対応を検討願う。

<事務局> 資料説明

検討結果は別紙のとおり

○次回月例常任委員会について

<西村委員長>

次回の日程は正副委員長で調整後連絡する。

本日はこれで閉議する。

15 : 15 閉議